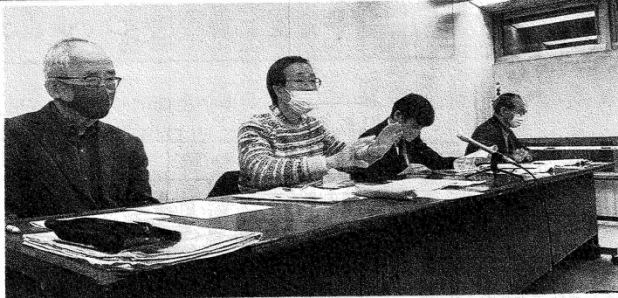


「ぜん息助成」来年3月末廃止

市民団体市に対話求める



川崎市の方針案を受けて、川崎公害裁判の原告や患者らでつくる「川崎公害病患者と家族の会」は八日、「ぜん息患者の受診機会を奪い生命の危機にも追い込む廃止を、断固許すわけにはいかない」とする声明を発表した。

川崎市は八日、アレルギー疾患対策推進方針案を発表した。市独自の「成人ぜん息患者医療費助成制度」と「小児ぜん息患者医療費支給事業」を二〇二四年三月末に廃止し、経過措置として二六年三月末までの二年間は既存の受給者への支給は継続する。方針案を受け、ぜん息患者たちでつくる団体が記者会見し、市との対話と制度継続を重ねて求めた。

既存受給者 26年3月まで

市は、助成のない「他のアレルギー疾患との公平性」を廃止理由に挙げ、今後の対応として、呼吸器健康相談などの機会を充実させるとした。十日から市民への意見募集（パブリックコメント）を開始し、今年六月の市議会定例会に条例廃止議案の提案を目指す。成人ぜん息患者への制度は、気管

廃止は生命の危機

患者と家族の会声明

この日、市役所で会見した同会の大場泉太郎事務局長（左）は「廃止にあたり、制度がどういった役割を果たし、市民の命を守ってきたのかということが一顧だにされず、廃止だけ言われるのはおかしい」と訴えた。川崎公害裁判弁護団の西村隆雄弁護士は「市民の健康、命に対し責任を持つのが市長。従来の救済を廃止するならば、納得いくような説明と患者さんの声を聞くことが前提なのになぜできないのか」と批判した。（竹谷直子）

支ぜん息と診断された市民の保険医療費の自己負担を一部に減じるもので、小児ぜん息患者医療費支給事業は、二十歳未満の患者の保険医療費を全額助成する。市健康福祉局によると、成人の制度の対象患者数は昨年十一月末で約八千九百四十四人、小児の事業の対象患者数は同三千四百二十九人。二年度の当初予算は両制度合わせて二億四千六百七十四万円だった。

成人ぜん息患者への制度は大気汚染による国の公害補償の補完として一九九一年に川崎、幸南区を対象に始めた制度が前身。二〇〇七年にアレルギー対策を目的に全市を対象とした現制度となった経緯がある。市の審議会が廃止答申を出した昨年来、患者団体が福田紀彦市長に対話を求めてきたが、市側は拒んでいる。パブコメは二月二十日まで。市ホームページの「意見募集」にアクセスし「意見を集積している政策等」の専用フォームや郵送、ファックスで受け付ける。ファックスは同局044(200)3937へ。